

2013 年 5 月 13 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 264 号 ）

国家外貨管理局、 税関管理区域の外貨管理規定を改訂 区域外の規定を原則適用と明記

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 4 月 23 日付で『「税関特殊監督管理区域外貨管理弁法」の公布についての通達』（匯発[2013]15 号、以下『15 号通達』という）を公布しました。税関特殊監督管理区域（保税區・輸出加工区・保税物流園区・クロスボーダー工業区・保税港区・総合保税區等、以下「保税区域」という）における外貨関連手続の根拠規定となっている『保税監督管理区域外貨管理弁法』（匯発[2007]52 号、以下『旧弁法』という）を改訂。保税区域内の企業（以下「区内企業」という）の外貨受取・支払等は、別途規定がある場合を除き、『国内税関特殊監督管理区域外の外貨管理規定に基づき手続を行う』（第 4 条）ことを明確にしています。

□ 貨物貿易の改革受け規定を簡素化

区内企業に対する貨物貿易外貨管理は、2012 年 8 月からの貨物貿易外貨管理制度改革の実施に伴って変更が加えられました。改革に当たって公布された『貨物貿易外貨管理ガイドライン』（以下『ガイドライン』という）は、『保税監督管理区域企業の非保税貿易に係る貿易外貨受取・支払は原則として本ガイドラインを適用する。保税監督管理区域企業の保税貨物に係る外貨受取・支払は本ガイドラインを適用するが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途、規定のある場合は、その規定に従う』（第 33 条）と明記。『貨物貿易外貨管理ガイドラインオペレーション規程』では、区内企業に対して貿易外貨受取・支払企業リストへの登記のほか、貨物が保税か非保税かにかかわらず、貿易信用取引やトレードファイナンスに関する報告義務を履行するよう求めました¹。

『15 号通達』は、改革を受けて保税区域に対する外貨管理規定の簡素化を図ったものと考えられます。先の改革で撤廃された照合制度や、外貨登記・外貨口座管理・保税取引形態等に関する『旧弁法』の規定を削除した上で、区内企業は特別の規定がない限り、区外企業と同様の規定により外貨関連手続を行

¹ ただし、貨物貿易外貨モニタリングシステム上に関連する通関データが存在しない場合は、報告が不要となっています。

うと明記しています。なお、区内企業が貨物流と資金流の対応しないスキームで取引を行う場合は、「真実、合法的な取引基礎」を有していなければならない、銀行はその決済時に「取引書類の真実性およびその外貨収支との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない」と規定しています（第6条）。

一方、外貨管理局は通常の貨物貿易外貨管理と同様、銀行や区内企業の「外貨収支に対して統計モニタリングを行い、異常もしくは疑わしい状況の存在に対して確認・検査もしくは検査を行う」（第8条）としています²。また、区内企業と国内区外企業との決済について、『旧弁法』では国際収支統計申告を行う必要はないとのみ規定されていましたが、『15号通達』では、区内企業・国内区外企業は「国内受取・支払書類を記入しなければならない」（第7条）と明記しました。

*

『15号通達』は、2013年6月1日より施行されます。施行に伴い、『旧弁法』およびその実施細則である『保税監督管理区域外貨管理弁法オペレーション規程』（匯綜発[2007]166号）は廃止となります。施行後も実務上の大きな変化はないとみられますが、『15号通達』は保税区域における外貨管理の枠組みを示しているだけであり、今後新たな実施細則や特殊規定等が公布されるものと予想されます。追加情報を入手次第、随時ご案内いたします。

『15号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

² 一方、『ガイドライン』第19条は「外貨管理局は貿易信用、中継貿易等の特定業務、および保税監督管理区域企業等の特定主体に対して専門モニタリングを実施する」と規定しています。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2013]15号

『税関特殊監督管理区域外貨管理弁法』の公布についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

税関特殊監督管理区域の外貨管理を完強化し、税関特殊監督管理区域の科学的發展を促進するため、『中華人民共和国外貨管理条例』、『国务院による税関特殊監督管理区域の科学的發展促進についての指導意見』（国発[2012]58号）等に基づき、国家外貨管理局は『保税監督管理区域外貨管理弁法』（匯発[2007]52号）に対して全面的な改訂を行い、『税関特殊監督管理区域外貨管理弁法』を形成した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

連絡人：劉宏玉 孟德勝

電話：010-68402129 010-68402113

付属文書：税関特殊監督管理区域外貨管理弁法

国家外貨管理局

2013年4月23日

付属文書

税関特殊監督管理区域外貨管理弁法

第1条 税関特殊監督管理区域の外貨管理を完強化し、税関特殊監督管理区域の健全な發展を促進するため、『中華人民共和国外貨管理条例』、『国务院による税関特殊監督管理区域の科学的發展促進についての指導意見』（国発[2012]58号）およびその他の関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう税関特殊監督管理区域（以下「区内」という）は、保税區、輸出加工區、保税物流園區、クロスボーダー工業區、保税港區、綜合保税區等の税関が封鎖監督管理を実行する特定区域を含む。

第3条 国家外貨管理局およびその分支機構は（以下「外管局」という）は、法に基づき区内機構の外貨受取、外貨支払、外貨購入、元転および外貨口座（以下「外貨収支」という）に対して

監督および管理を実施する。

区内機構は、区内の行政管理機関、事業単位、企業およびその他の経済組織等を含む。

第4条 国家外貨管理局が別途規定する場合を除き、区内機構の外貨収支は、国内税関特殊監督管理区域外（以下「国内区外」という）の外貨管理規定に基づき手続を行う。

第5条 区内と国内区外の間の商品貿易に係る取引は、人民元もしくは外貨で計算、決済することができる。サービス貿易に係る取引は、人民元で計算、決済しなければならない。

区内機構間の取引は、人民元もしくは外貨で計算、決済することができる。区内行政管理機構の各種規定費用は、人民元で計算、決済しなければならない。

第6条 区内企業が貨物流と資金流が対応しない取引方式を採用するとき、外貨収支は真実、合法的な取引基礎を有していなければならない。銀行は、規定に基づき取引書類の真実性およびその外貨収支との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。

第7条 区内と国外の間の資金受取・支払について、区内機構は規定に基づき国際収支統計申告を行わなければならない。区内と国内区外、および区内機構間の資金受取・支払について、区内機構、国内区外機構は規定に基づき国内受取・支払書類を記入しなければならない。

第8条 外管局は、法に基づき銀行および区内機構の外貨収支に対して統計モニタリングを行い、異常もしくは疑わしい状況の存在に対して確認・検査もしくは検査を行う。

第9条 保税物流センター（A、B型）、輸出監督管理倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所等は、本弁法を参照、適用する。

第10条 本弁法の規定に違反して外貨収支手続を行った場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき処罰を科す。

第11条 本弁法は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

第12条 本弁法は、2013年6月1日より施行する。『国家外貨管理局による「保税監督管理区域外貨管理弁法」の印刷・配布についての通達』（匯発[2007]52号）、『国家外貨管理局綜合司による「保税監督管理区域外貨管理弁法オペレーション規程」の印刷・配布についての通達』（匯綜発[2007]166号）、『国家外貨管理局による上海ダイヤモンド取引所外貨管理に関連する問題につ

いての回答』（匯復[2002]261号）、『「上海ダイヤモンド取引所外貨管理暫定弁法」についての回答』（匯復[2000]316号）は、同時に廃止する。

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2013]15号
关于印发《海关特殊监管区域外汇管理办法》的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为完善海关特殊监管区域外汇管理，促进海关特殊监管区域科学发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见》（国发[2012]58号）等，国家外汇管理局对《保税监管区域外汇管理办法》（汇发[2007]52号）进行全面修订，形成《海关特殊监管区域外汇管理办法》。现印发你们，请贯彻执行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系人：刘宏玉 孟德胜
电 话：010-68402129 010-68402113

附件：海关特殊监管区域外汇管理办法

国家外汇管理局
2013年4月23日

附件

海关特殊监管区域外汇管理办法

第一条 为完善海关特殊监管区域外汇管理，促进海关特殊监管区域健康发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见》（国发[2012]58号）及其他相关法律、法规，制定本办法。

第二条 本办法所称海关特殊监管区域（以下简称区内）包括保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区、综合保税区等海关实行封闭监管的特定区域。

第三条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对区内机构收汇、付汇、购汇、结汇及外汇账户等（以下简称外汇收支）实施监督和管理。

区内机构包括区内行政管理机关、事业单位、企业及其他经济组织等。

第四条 除国家外汇管理局另有规定外，区内机构外汇收支按照境内海关特殊监管区域外（以下简称境

内区外)的外汇管理规定办理。

第五条 区内与境内区外之间货物贸易项下交易,可以以人民币或外币计价结算;服务贸易项下交易应当以人民币计价结算。

区内机构之间的交易,可以以人民币或外币计价结算;区内行政管理机构的各项规费应当以人民币计价结算。

第六条 区内机构采取货物流与资金流不对应的交易方式时,外汇收支应当具有真实、合法的交易基础。银行应当按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。

第七条 区内与境外之间的资金收付,区内机构应当按规定进行国际收支统计申报;区内与境内区外,以及区内机构之间的资金收付,区内机构、境内区外机构应当按规定填报境内收付款凭证。

第八条 外汇局依法对银行和区内机构的外汇收支进行统计监测,对存在异常或者可疑的情况进行核查或检查。

第九条 保税物流中心(A、B型)、出口监管仓库、保税仓库、钻石交易所等参照适用本办法。

第十条 违反本办法规定办理外汇收支的,外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。

第十一条 本办法由国家外汇管理局负责解释。

第十二条 本办法自2013年6月1日起施行。《国家外汇管理局关于印发〈保税监管区域外汇管理办法〉的通知》(汇发[2007]52号)、《国家外汇管理局综合司关于印发〈保税监管区域外汇管理办法操作规程〉的通知》(汇综发[2007]166号)、《国家外汇管理局关于上海钻石交易所外汇管理有关问题的批复》(汇复[2002]261号)、《关于〈上海钻石交易所外汇管理暂行办法〉的批复》(汇复[2000]316号)同时废止。